

# 中山間地域における中小企業の人材確保支援事業補助金 Q&A

## 1. 補助金の対象となる中小企業者とは

会社の場合 資本金が従業員のうち、どちらか一方が次の要件を満たしているものです。  
個人の場合 従業員が次の要件を満たしているものです。

業種	資本金	従業員	
製造業等	3億円以下	300人以下	
卸売業	1億円以下	100人以下	
小売業	5千万円以下	50人以下	
サービス業	5千万円以下	100人以下	
特例	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業・ 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※ 上記以外の法人(社団法人、財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人など)は補助対象となりません。

## 2. 補助金の対象となる特定非営利活動法人とは

次のいずれの要件を満たしているものです。

- (1) 法人税法上の収益事業を行っており、法人税に係る確定申告を行っていること。
- (2) 認定特定非営利活動法人ではないこと。
- (3) 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

## 3. 補助金の対象となる組合とは

企業組合、協業組合、事業協同組合、水産加工業協同組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合、内航海運組合、技術研究組合などの**中小企業等経営強化法で定める組合及びその連合会**が補助対象となります。

## 4. 補助対象にならない場合とは

- (1) 以下に該当する施設については補助対象となりません。  
農林漁業に係る施設、児童福祉法・介護保険法・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・医療法・私立学校法に定める事業を行う施設
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、補助対象者になりません。
  - ア 市税を滞納している者
  - イ 暴力団又は暴力団員
  - ウ 広島県暴力団排除条例に基づき暴力団への利益供与を行ったことなどにより公表された者
  - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者
  - オ 補助金の交付を受けようとする事業所で風俗営業等を行っている者

## 5. 事業所とは

物の生産又はサービスの提供の事業の用に供する施設の総称をいいます。  
自己の所有に属するものであるかどうかは問いません。  
※ 補助対象となる施設は4(1)に掲げる以外の施設になります。

## 6. 従業員とは

中小企業者、特定非営利活動法人又は組合が自ら雇用する者のことをいいます。  
・直接雇用していない派遣社員は補助対象となりません。  
・正規、非正規にかかわらず補助対象となります。  
・役員は補助対象となりません。

## 7. よくある御質問

### 【共通事項】

#### Q1 本社は中山間地域以外の地域（市町）にあるが、申請は可能か。

A1 広島市の中山間地域（補助対象地域）に補助対象事業所を有していれば申請できます。この場合、当該補助対象事業所において実施する取組だけが補助対象となります。

#### Q2 補助金の交付を受けた場合、その後における制約や義務はあるのか。

A2 本補助金の交付を受けた者は補助金の交付を受けた年度終了後、5年間関係する帳簿や領収書等の関係書類を保管しなければなりません。また、この5年間の間に**広島市による立入検査を実施**しますので、これに協力をしなければなりません。  
このほか、従業員にとって地域活動を行いやすく、働きやすい職場づくりに努めていただくこととなります。

#### Q3 あとになって補助金を返還させられることがあるか。

A3 「広島市補助金等交付規則」及び「広島市中山間地域における中小企業の人材確保支援事業補助金交付要綱」に記載の事項が遵守されていれば補助金を返還する必要はありません。  
しかし、**広島市による立入検査（Q2参照）により事後的に補助金の要件を満たさないことが判明した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金を返還していただくこととなります。**

#### Q4 申請すれば、必ず補助金を受けられるのか。

A4 限られた予算の範囲内での事業となりますので、お早めの事前相談をお願いします。  
なお、**【職場環境改善費補助】【企業PR力向上経費補助】**については、必ず事前相談をしていただくことになっています。

#### Q5 労働関係法令の遵守状況はどのように確認するのか。

A5 「労働関係法令の遵守に関する確認書（第2号様式）」に記載の事項が遵守されているかについては、就業規則等を提出していただき確認します。なお、社会保険労務士又は弁護士により遵守されていることが示される場合には、就業規則等の提出を省略することができます。また、広島市による立入検査（Q2参照）でも労働関係法令を遵守しているかの確認を行います。

#### Q6 就業規則の作成方法や賃金規定の見直しなど労務管理上の相談をしたい。

A6 広島働き方改革推進支援センターが無料で相談を受け付けています。

**広島働き方改革推進支援センター** TEL：0120-610-494  
受付時間：平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

#### Q7 「地域活動を行いやすい職場づくり及び働きやすい職場づくりに計画的に取り組む」企業とはどのような企業をいうのか。

A7 「職場づくりに関する計画書（様式第3号）」により、取り組む内容をチェックしていただくことで、申請者の計画を確認させていただきます。  
※ 事業終了後、具体的に取組んだ内容を報告していただきます。

## 6. よくある御質問（続き）

- Q8 国や県等他の団体から補助金をもらっている（もらう予定がある）が、この補助金の交付を受けることができるのか。**
- A8 同一の取組に係る他の補助金等を受給していても、本補助金の交付を受けることができます。ただし、全体の経費から他の補助金等の金額を控除した額が補助対象経費となり、それに一定の補助率を乗じた金額が本補助金の交付額となります。  
※ 他の補助金等との併給を受ける場合は、他の補助金等の実施団体に本補助金の交付を受けることを必ず報告してください。
- Q9 3つの支援メニューがあるが複数のメニューを申請することは可能か。**
- A9 複数のメニューの申請は可能です。その場合は、それぞれの支援メニューについて申請書を提出していただく必要があります。
- Q10 補助対象となる経費のうち、消費税及び地方消費税は対象となるのか。**
- A10 消費税及び地方消費税は対象となりません。収支予算書（第17号様式）の補助対象経費には税抜きを記載してください。
- 【職場環境改善費補助】 ※申請前に事前に御相談ください。**
- Q11 具体的にどのような取組が対象となるのか。**
- A11 従業員にとって働きやすい職場環境とするための工事委託費とそれに伴う備品購入費が対象となります。具体的には、トイレの改修、休憩室の整備、空調の整備などが挙げられます。
- Q12 備品購入費はどのようなものが対象となるのか。**
- A12 働きやすい職場づくりのために購入する物であれば原則対象となりますが、設備の設置や改修等の工事と一体で設置した備品であって、固定されているなど据置と判断できるものに限りです。また、パソコン、ソフトウェア、生産設備など直接事業の用に供するものは対象となりません。
- Q13 既に所有している備品（エアコンなど）を更新する場合も対象となるか。**
- A13 備品を更新する場合も補助対象となりますが、従前のものと比較して多機能・高性能である必要があります（和式トイレから洋式トイレ、洋式トイレに洗浄機能を付けるなど）。また、既存の備品の廃棄処分費等は対象とはなりません。
- 【人材確保促進補助】**
- Q14 補助対象となる従業員はどのようなものをいうのか。**
- A14 補助対象地域に所在する補助対象事業所において、新たに1年以上の雇用期間で雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用契約を締結していれば、正規・非正規に関わらず対象となります（申請時に労働条件通知書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを提出していただきます。）  
※ 過去に本事業の補助対象者となったことがある従業員は補助対象となりません。
- Q15 同じ年度で複数回申請することは可能か。**
- A15 上限人数までは複数回に分けて申請することが可能です。この場合、「職場づくりに関する計画書」などの提出書類を一部省略することができます。
- Q16 定年を迎えた従業員を新たに再雇用する場合は補助対象となるのか。**
- A16 定年退職した従業員を再雇用する場合は補助対象となります。  
※ 定年延長をした従業員は新たな雇用とは言えないため、補助対象となりません。
- Q17 補助対象とする従業員が1年以内に離職した場合はどうなるのか。**
- A17 従業員の都合による離職などやむを得ない事情があることを鑑み、最低限6ヶ月間は補助対象従業員を雇用保険被保険者として雇用継続できるよう努めていただきます。6ヶ月間雇用保険被保険者として雇用が継続した場合は補助金の返還はありません。  
※ なお、雇用保険被保険者として雇用が6ヶ月間継続しているかを確認するため、広島市による立入検査を実施します。

## 6. よくある御質問（続き）

**Q18 補助対象とする従業員を6ヶ月以内に解雇又は雇用保険被保険者資格を喪失させた場合はどうなるのか。**

A18 Q17のとおり、補助金の交付を受けた者は補助対象とする従業員の雇用の継続に努めていただくことになっていきますので、6ヶ月以内に申請者（会社等）の都合で解雇や勧奨退職をさせたり、雇用保険被保険者資格を喪失させた場合は、本市への届出とともに、交付した補助金の全額を返還していただきます。

**Q19 補助対象とする従業員が、自己都合などの理由で6ヶ月以内に離職した場合はどうなるのか。**

A19 補助対象とする従業員が6ヶ月以内に自己都合で離職した場合や、補助対象とする従業員の責めに帰す理由により解雇又は雇用保険被保険者資格を喪失させたり、天災その他やむをえない理由により事業の継続が不可能となったことにより解雇又は雇用保険被保険者資格を喪失させた場合は、本市への届出とともに、既に交付した補助金額から当該従業員に要した経費の合計を差し引いた金額を返還していただきます。

**Q20 異動や出向などにより、補助対象とする従業員が補助対象地域の補助対象事業所以外で勤務することとなった場合はどうなるのか。**

A20 本事業は中山間地域（補助対象地域）における人材を確保することが目的となっています。補助対象とする従業員が補助対象地域以外で勤務することになった場合、Q17からQ19の「離職」を「異動・出向」と読み替えた取扱いとなります。

**【企業PR力向上経費補助】 ※申請前に事前に御相談ください。**

**Q21 どのような経費が補助対象となるのか。**

A21 新たな人材を確保するため、企業の魅力をPRするための以下の取組が補助対象となります。

- (1) ホームページ・SNSなどwebサイトの新規、リニューアル制作委託費
- (2) 上記(1)に掲載するPR動画の新規、リニューアル制作委託費
- (3) パンフレット・チラシの新規、リニューアル制作委託費

ただし、以下の経費は補助対象となりません。

ア TVCMなどの掲載料

イ webサイトの制作に直接関係しない経費（ドメイン取得料、サーバ契約料、通信経費、維持管理費等）

**Q22 自社で制作する場合の経費も補助対象となるのか。**

A22 本事業は企業の魅力を効果的に発信していただくための取組に対して支援するものです。この観点から、webサイトやパンフレットなどの制作に精通した事業者に委託する経費のみを補助対象といたします（自作の場合は補助対象とはなりません。）。